

第 77 号

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を
改正する条例

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成7年熊
本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第16号」を「第2条第18号」に改め、同条第3号中「第2
条第18号」を「第2条第20号」に改め、同条第5号中「第2条第19号」を「第2条
第21号」に改め、同条に次の1号を加える。

（9） 公立小学校等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（
平成18年政令第379号。以下「施行令」という。）第5条第1号に規定する公立
小学校等をいう。

第28条中「、高等学校、中等教育学校」を「及び中等教育学校（これらのうち公立小
学校等を除く。）並びに高等学校」に改める。

第29条中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18
年政令第379号）」を「施行令」に改め、「特別特定建築物（）」の次に「公立小学校
等、」を加える。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の
一部改正等に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。